

定 款

公益社団法人 沖縄県園芸農業振興基金協会

公益社団法人沖縄県園芸農業振興基金協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人沖縄県園芸農業振興基金協会(以下「本会」という。)という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を沖縄県那覇市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、果実、野菜の園芸農産物(以下「園芸農産物」という。)の安定的な生産出荷の推進、園芸農産物生産者の経営の支援、消費者への安定供給、園芸農産物の生産から流通・加工、需要の拡大等を図るための事業等を実施し、地域経済の発展及び県内外の消費者の消費生活の安定に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 園芸農産物の価格差補給事業等に関する資金の造成及び管理に関する事業
- (2) 園芸農産物の価格が大きく低落した場合に、農業経営への影響を緩和し、生産者の経営安定を図るための価格差補給事業、助成金交付事業及び補てん金交付事業
- (3) 園芸農産物調製品の原料として使用する園芸農産物を安定的に供給する生産者に対し当該原料の価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付する事業
- (4) 優良な品目又は品種への転換等果樹農家の経営を支援するための事業
- (5) 園芸農産物及び園芸農産物調製品の需要の増進を図るための事業
- (6) その他園芸農産物の生産及び出荷に関する事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、沖縄県において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、本会の事業に賛同して入会した次に掲げる個人又は団体とする。

- (1) 本会の区域の全部又は一部をその地区とする、若しくは本会の区域に従たる事務所を有する農業協同組合及び沖縄県農業協同組合中央会
- (2) 本会の区域の全部又は一部をその区域とする農業協同組合
- (3) 市町村
- (4) 沖縄県
- (5) 公益財団法人中央果実協会(以下「中央果実協会」という。)
- (6) その他本会の目的に賛同する者

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律「(以下「法人法」という。)」上の社員とする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 本会は、前項の規定により承認したときは、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費は返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。その場合、本会は、総会の開催日の1週間前までにその会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款若しくはその他の諸規程に違反したとき
- (2) 本会の事業を妨げ、又は本会の信用を失わせる行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 理事長は、除名の決議があったときは、その旨を会員に通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の会費の支払い義務を 2 年以上履行しなかったとき
- (2) 総会員の同意があったとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(生産者負担金等)

第 11 条 野菜対策事業の業務方法書に定める市場に対象野菜を出荷する会員は、第 4 条の野菜対策事業に必要な経費に充てるため、生産者負担金を納入しなければならない。

2 沖縄県農業協同組合は、第 4 条の事業に必要な経費に充てるため負担金を納入しなければならない。

第 4 章 総 会

(構成)

第 12 条 総会はすべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 各事業年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会の招集は、その開催日の 1 週間前までにその会議の目的たる事項、日時及び場所並びにその他必要な事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠席した場合には、総会において、出席した会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 会員の除名
- (4) 監事の解任
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第 19 条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決し、又は代理人によって議決権の行使を委任す

ることができる。

- 2 前項の規定により議決権を行使する者は、出席会員とみなす。
- 3 理事又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合においてその提案について、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上12名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
 - 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(役員を選任)

第23条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定めるものである理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、総会及び理事会に出席し意見を述べることができる。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。
- 5 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告する。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第 28 条 役員は無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、常勤の役員には、総会の決議を経て報酬等を支払うことができる。
- 3 役員に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員報酬等及び費用の規程による。

第 6 章 理事会

(理事会)

第 29 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 規程及び業務方法書の変更
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 5 理事会の招集は、あらかじめその会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠席の場合には、出席した理事の中から選出する。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 34 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第 35 条 理事又は監事が理事又は監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 24 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び監事はこれに記名押印しなければならない。ただし理事長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の種別)

第 37 条 本会の資産は、基本財産及びその他の財産とする。

(基本財産)

第 38 条 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附され、又は交付された財産
- (2) 総会の決議により基本財産に繰り入れることとされた財産

2 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

- 3 基本財産の運用により生じた利益は、本会の管理運営に要する経費及び第41条の規定に基づく借入金の利息の支払い並びに第4条第1項第1号に規定する事業実施に必要な経費に充てる。

(資産の管理)

第39条 本会の資産は、理事長がこれを管理し、その方法は次項の規定によるほか、理事会の決議を経て別に定める。

- 2 資産は、次の各号に掲げる方法によって運用するものとする。
 - (1) 理事会の決議を経て定めた金融機関への預金
 - (2) 国債、地方債その他理事会の決議を経て定めた有価証券の取得
 - (3) 資産の運用は別に定める資産運用規程によるものとする。

(寄託金)

第40条 本会は、財務基盤の強化のため、会員より寄託金を預かることができる。

- 2 寄託金1口の金額は、10,000円とする。
- 3 本会は、会員が退会し、払戻の請求があったときは、寄託金を返還するものとする。
- 4 中央果実協会からの寄託金は、他の寄託金と区分して管理しなければならない。
- 5 寄託金の管理及び処分の方法は、理事会の決議により別に定める寄託金管理規程によるものとする。

(借入金)

第41条 本会は、第4条に掲げる事業に要する経費の支弁に充てるため、その事業年度内において、一時借入れをすることができる。ただし、資金不足のため償還することができない金額に限り、これを借り換えることができる。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書及び収支予算書等」という。)については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

- 3 第 1 項の書類については、理事会に提出するとともに、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 44 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類(以下「事業報告及び決算書類」という。)を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の事業報告及び決算書類については、毎事業年度の終了後 3 箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 第 1 項の事業報告及び決算書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 45 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 4 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 業務の執行

(業務方法書)

第 46 条 第 4 条各号に掲げる事業の実施については、果実対策事業、野菜対策事業に区分した業務方法書の定めるところによる。

- 2 業務方法書は、理事会の決議を経て理事長が定める。これを変更しようとするときも同様とする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局

(事務局の設置)

第52条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

第12章 補 則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則(平成25年3月21日沖縄県指令農第252号認定)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事は、新垣 仁清とする。
- 4 社団法人沖縄県園芸農業振興基金協会定款第8条に基づく出資(以下「旧出資」という。)は、この定款の施行の日をもって、旧出資1口につき、この定款第40条の規定に基づく1口の寄託金とみなす。

附 則

この定款は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この定款は、令和5年6月28日から施行する。